

米沢市特定農地貸付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、農業者以外の者が、野菜や花等の栽培を通して自然と触れ合い、もって農業に対する理解を深めるために、市が行う特定農地貸付け（以下「貸付」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付主体)

第2条 本貸付は、米沢市（以下「貸付者」という。）が実施するものとする。

(借受者)

第3条 貸付を受けられる者（以下「借受者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 米沢市に住所を有する農業者以外の個人とする。ただし、1世帯につき1応募とする。

(2) 米沢市に住所を有する市が適当と認めた団体等。

(貸付対象農地)

第4条 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）は、別表第1に定めるものとする。

(貸付条件)

第5条 貸付条件は、次のとおりとする。

(1) 貸付期間は、毎年5月1日から11月30日までとする。

(2) 貸付期間は、借受者の希望により毎年更新できるものとする。ただし、最長で5年までとする。

(3) 貸付農地は、原則として借受者1人（1団体）につき1区画を基本とする。ただし、貸付者が適当と認めた場合にはこの限りでない。

2 借受者は、貸付農地において次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 建物及び工作物の建築又は設置

(2) 営利を目的とした農作物の栽培及び販売

(3) 貸付農地の第三者への転貸

(4) 周辺の区画、土地又は環境等に悪影響を及ぼす恐れのある行為

(5) 樹木及び多年性作物等の原状回復が困難となる作物の栽培

(6) その他第1条の趣旨に反する行為

(貸付賃料)

第6条 貸付けに係る賃料は、別表第2に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間の途中から貸付けを受ける場合の賃料は、使用日の属する月の月割りにより算出した額とする。この場合において、1月未満の日数はこれを1月として計算する。

3 前項において、10円未満は切り捨て10円単位とする。

4 借受者は、貸付賃料を貸付者が指定する方法により指定された日まで納付しなければならない。

(募集の方法)

第7条 貸付けを受けようとする者の募集は、募集期間、応募方法その他必要な事項を市広報等に掲載し、一般公募により行うものとする。

(申込みの方法)

第8条 貸付けを受けようとする者は、貸付者が定める募集期間内に申込書を提出しなければならないものとする。

(選考の方法等)

第9条 貸付者は、申込者の中から借受者を決定するものとする。

2 申込者数が募集区画数を上回る場合には、抽選により借受者を決定するものとする。

3 区画割については、抽選により決定するものとする。

4 貸付の更新を希望する借受者については、第2項及び第3項の規定による抽選によることなく、現に貸付けを受けている区画を借り受けることができるものとする。ただし、特に支障がない場合に限るものとする。

5 貸付者は、前各号の規定により借受者を決定した場合は、その旨を当該者に通知するものとする。

(貸付農地の管理・運営等)

第10条 貸付者は、貸付農地の維持・管理及び運営を図るため、貸付農地の見回り及び借受者に対する必要な指示を行うものとする。

2 貸付者は、貸付農地における作物の栽培等の指導を行うための指導員を置くことができる。

(貸付契約の解約等)

第11条 貸付者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付契約を解約することができる。

(1) 借受者が貸付契約の解約を申し出たとき。

(2) 借受者が第5条に規定する貸付条件に違反したとき。

(3) 借受者が正当な理由なく貸付農地を耕作しないとき。

(4) その他やむを得ない事由により貸付者が貸付けを行えなくなったとき。

(貸付農地の返還)

第12条 借受者は、第5条第1項第1号に規定する貸付期間が終了したとき、又は前条の規定により貸付契約を解約し、若しくは解約されたときは、速やかに貸付農地を原状に復し、返還しなければならない。

(賃料の不還付)

第13条 借受者が既に納めた賃料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(1) 借受者の責任でない理由で貸付けができなくなった場合。

(2) 貸付者が相当な理由があると認めたとき。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、貸付者が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」(平成元年法律第58号)第3条第3項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。